

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止及び輸送施設の使用停止処分事案・・・	3

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年3月28日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B60号 一般社団法人 社会福祉士事務所にじみる

1. 令和6年3月7日
2. 栃木県地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 上限運賃

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止及び輸送施設の使用停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により、下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して、関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年3月26日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 23F04

1. 事業者の氏名及び住所

株式会社 一字

東京都墨田区東向島三丁目20番2号

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止及び輸送施設の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年5月9日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271